

# 申告はお早めに 一税についてのお知らせ

照会先 税務課 ☎85-7750

## 国税・県税・町税 共同相談会

確定申告の共同相談会(国・県・町共催)を次のとおり開催します。

開催場所 仙石原文化センター  
開催日時 2月4日(木)  
時間 午前9時30分～12時  
午後13時～15時30分  
当日は申告書の受付も行いますので、添付する書類や印鑑などを持参してください。  
なお、次に該当するサラリーマンの方は、税金の還付が受けられません。

・多額の医療費などを支払った方(病院ごとの集計を必ず行ってください。集計していない方はその場で集計をしてもらうため、順番が後になることがあります)  
・災害や盗難による損失を受けた方  
・年の途中で退職し、再就職していない方  
◎確定申告書の提出期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。(土・日曜日は除く)  
3月になると申告会場が込み合いますので、なるべく2月中旬に申告を済ませてください。

### 給与支払報告書など法定調書の提出は2月1日(月)までに

平成21年分の給与所得の源泉徴収票など法定調書の提出期限は2月1日(月)です。

### 住宅戸数を変更した方は住宅用地の申告を1月22日(金)までに

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。

## 消防出初式



消防団員の表彰式と併せて、幼年消防クラブや消防隊などの演技を披露しますので、ぜひ、ご覧ください。



照会先 消防本部消防総務課 ☎82-4511

## 選挙関係功労者表彰

箱根町選挙管理委員会委員長 松本健次さん(宮城野)が選挙制度120周年における選挙関係功労者として、総務大臣感謝状を受賞しました。

なお、駐車場はありませんので、公共交通機関を利用して来場してください。  
※当日は8時にサイレンを鳴らしますが、火災と間違えないようにしてください。  
日時 1月13日(水)10時  
場所 湯本小学校校庭  
※雨天の場合は、同小学校体育館

## 町観光産業 融資利子補給金

町内で観光事業を営んでいる中小企業者が金融機関から借り入れた事業性設備資金の利子額の一部を補助します。  
受給要件  
・観光産業関連業種  
・町内で2年以上継続して事業を営む中小企業者  
・町税などの滞納がないこと  
対象資金  
・町内金融機関より融資を受けた事業性設備資金1,000万円以上  
・返済期間10年以上  
補助内容  
・年間利子額の1%  
・上限5万円  
・補助期間3年間  
※平成21年1月1日から12月末日までに支払った利子について、1月中旬に申請を受け付けます。  
照会先  
・町内金融機関  
・観光課 ☎85-7410

住宅戸数が平成21年1月1日現在と平成22年1月1日現在で変更がある方は、住宅用地の申告が必要です。  
税務課にある申告書に必要事項を記入し、1月22日(金)までに提出してください。

### 償却資産の申告は1月22日(金)までに

毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産(旅館・ホテル・保養所・飲食店・小売店など)については、償却資産として申告するよう義務づけられています。

これらの資産を所有している方は、申告書を1月22日(金)までに税務課に提出してください。  
なお、新しく事業を始めた方、申告用紙が届いていない方は、税務課に連絡してください。

### 家を取り壊した方は家屋の減失届を1月22日(金)までに

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成21年1月2日(金)から22年1月1日(金)の間に家屋を取り壊した方で、家屋減失届の手続きをしていない方は、1月22日(金)までに家屋の減失届を税務課に提出してください。

### 確定申告指導会場の開設

青色申告会では、平成21年分の確定申告にあたり、次のとおり「確定申告指導会場」を開設します。  
誰でも無料で相談ができます。また、税理士による無料相談コーナーや子ども連れの方のためのキッズルームも用意しますので、ぜひ利用してください。

## 高齢者の障害者控除・医療費控除証明書を発行します

確定申告などに必要な方は、町に申請してください。  
対象者 介護認定を受けている高齢者のうち基準に該当する方  
※該当する方には、1月中旬に申請紙を送ります。  
○医療費控除証明書(おむつ使用証明書)  
対象者 おむつ代についての医療費控除を受けるのが2年目以降の方で基準に該当する方  
照会先 保険年金課 ☎85-9564



期間 2月1日(月)～3月15日(月)の9時～16時30分(期間中は土・日曜日、祝日も開設)  
場所 納税センター1青色会館5階大ホール(小田原市本町2-3-24)  
照会先 (社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2611

## 新成人の皆さんへ

### 平成22年箱根町成人式

成人を迎えた皆さんの新しい門出を祝い、成人式を開催します。  
日時 1月11日(月)11時受付  
場所 箱根ホテル小涌園コンベンションパレス  
内容  
第1部 式典(12時)  
祝辞・新成人代表のことばなど  
○記念写真撮影(12時25分)  
第2部 交流会「やっぱ箱根じゃん♪」(12時45分)  
成人式実行委員会の企画・運営による交流会  
その他 案内状を持参してください。  
照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

## 20歳になったら国民年金(新成人のためのQ&A)

- Q 年金は老後だけのもの?  
A 国民年金には、病気やけがで障がいがあったときに受けられる障害基礎年金、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに受けられる遺族基礎年金もあります。万一のときでも、年金は経済的な保障があります。
- Q 現在厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ないのでは?  
A 厚生年金や共済年金に加入している方も、国民年金の「第2号被保険者」といい、同時に国民年金にも加入することになります。国民年金は、すべての公的年金に共通するため、基礎年金ともいいます。
- Q 保険料は何年くらい納めるの?  
A 国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。
- また、年金を受けるためには最低25年の納付済期間(免除期間、合算対象期間などを含む)が必要です。
- Q 保険料を納められないときはどうすればいいの?  
A 経済的に苦しく、保険料が納められないときのために「保険料免除・納付猶予制度」があります。申請し、承認されると保険料が免除または猶予されます。また、学生には、「学生付特例制度」があり、申請により保険料の納付が猶予されます。
- Q 将来、年金は本当にもらえるの?  
A 国民年金は、国が責任を持って運営している制度です。必要な財源は、国が一部負担し適切な見直しを行っていますので、保険料を納めることにより、年金を受けとれます。

照会先 保険年金課 ☎85-9564